

旭川市総合計画推進計画における高齢者福祉の施策体系

高齢者福祉の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、適切な福祉サービスの提供や支援に取り組みます。

- 老人福祉施設等整備推進補助金
老人福祉施設の建設費等の一部補助
- 介護保険居宅サービス利用料負担軽減対策事業
低所得者の居宅サービス利用料負担額の軽減
- 介護保険利用料等負担軽減対策事業
低所得者の介護保険利用者負担の軽減
- 介護保険事業特別会計繰出金
特別会計の安定運営のための一般会計からの繰出し
- 老人福祉施設等建設補助金
老人福祉施設の建設費の一部補助
- 高齢者ふれあい入浴事業補助金
9月を除く毎月26日の公衆浴場利用料を100円に
- 高齢者等屋根雪下ろし事業
低所得世帯への屋根雪下ろし費用の一部助成
- 高齢者三療助成事業
視覚障害のある三療施術者の施術を受ける費用の一部助成
- 高齢者バス料金助成事業
バス料金の一部助成
- 介護保険住宅改修費等資金貸付金
住宅改修費等の無利子貸付
- 民間事業者と連携した見守り強化事業
配達業務等を行う民間事業者と連携した見守り

高齢者の生きがいをづくりと 支え合う地域福祉の推進

誰もが支え合い安心して暮らすことができるように、高齢者同士はもとより、高齢者の知恵や経験を生かした世代間交流により高齢者の社会参加や生きがいを進めるとともに、福祉に関わる人材の育成のほか、様々な主体の連携を図ります。

- 長寿社会生きがい振興事業
長寿社会に対応した事業に対する補助と安心カードの配付
- 老人クラブ・高齢者いきいの家運営事業
老人クラブ・高齢者いきいの家への助成
- 高齢者生きがい対策事業
敬老会・長寿大運動会、高齢者文化祭の実施
- 高齢者等健康福祉センター管理事業
高齢者等健康福祉センターの施設管理運営
- 老人福祉センター管理事業
老人福祉センターの施設管理運営
- 近文市民ふれあいセンター管理事業
近文市民ふれあいセンターの施設管理運営
- ファミリーサポートセンター等運営事業
除雪や介護等の援助を行える者と受けたい者を組織・調整

※特別会計で実施している事業は除く

●は行政評価の対象事業

その他の施策体系で関わりのある事業

- 除雪時の配慮
道路除雪作業後の残雪処理が困難な世帯に対して、住宅の敷地入口部分に雪を残さないように配慮する。
- 家庭ごみの「ふれあい収集」
自らごみステーションまで排出できない方のために個別収集する。
- 緊急通報システム（ホットライン119）
自宅での急病や火災・ガス漏れなどの緊急時に、消防防災指令センターへ自動通報されるシステム
- 水道料金等減免
満70歳以上のひとり暮らしで、水道局と直接契約している方の料金減額制度 など